

11 地方消費者行政の推進に係る財政支援について

本市では複雑多様化する消費生活相談に迅速かつ的確に対応し、消費者被害の未然防止や周知啓発を図るため「地方消費者行政強化交付金」等を活用し、消費者行政の充実・強化を図っております。

窓口における消費生活相談については、平成21年度から順次相談員を増員し、土・日曜日、祝日を含む通年（年末年始等を除く。）で対応しているほか、司法書士による多重債務相談や高齢者世帯に対する電話の通話録音装置の無償貸与など、消費者トラブル被害の未然防止・拡大防止に努めているところです。

しかしながら、平成30年度以降、交付金の活用期間が順次終了し、支援が受けられなくなることにより、今後の事業推進への影響が懸念されることから、**こうした消費者行政の推進・強化を図るため、財政支援の継続及び拡充**について格段の配慮をお願いします。

消費者行政の推進・強化における主な内容

- ・相談員7名体制の堅持
- ・通年相談窓口に係る処遇改善
- ・通話録音装置の無償貸与
- ・市広報及び班回覧チラシ等による注意喚起
- ・相談員、職員の専門研修参加の促進
- ・若年層の消費者教育の推進